

貨物運送事業者の燃費評価制度【試行】の受付を開始

本年3月に、運送事業者・荷主企業・都民が協力して自動車からのCO₂排出量を削減する新たな仕組み「貨物輸送評価制度」について、概要をお知らせしました。（平成24年3月28日報道発表）

このたび、今年度の試行について詳細が決まりましたので、お知らせします。

申請は6月から受付を開始し、8月中に評価を行い、その結果を公表する予定です。

▶ 評価の対象

(1) 評価対象事業者

都内に貨物を運送する貨物自動車運送事業者（緑ナンバー事業者）

(2) 燃費データの提出が必要な自動車

事業者が使用するすべての貨物自動車（軽貨物は除く。）

▶ 申請

(1) 受付期間

平成24年6月15日（金曜日）から7月20日（金曜日）まで

(2) 申請内容

◆申請には、自動車1台ごとの燃料供給量と、燃料供給ごとに記録した走行距離をもとに算出した実走行燃費の平成23年1月から12月までの1年間分の記録が必要です。

◆ドライバーに対するエコドライブの教育訓練、指導等の体制や、燃費データの集計・分析など燃費に係る日常的な管理体制を示す書類の提出を求めます。

▶ 評価

(1) 評価証明書の交付

評価は、「★」から「★★★★」までの3ランクです。車種・重量に応じて設けた39グループで、実走行燃費の偏差値の平均をもとに評価します。

(2) 交付時期

平成24年8月中に評価証明書を交付する予定です。

※評価結果については、一覧を公表する予定です。

▶ 申請手続の詳細

環境局自動車公害対策部のホームページをご覧ください。なお、申請をご検討の方は、事前に次の窓口にご相談ください。

◆ホームページ : <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/sgw/nenpi-hyoka.html>

◆お問い合わせ・申請窓口：環境局 自動車公害対策部計画課 電話 03-5388-3462

▶ **今後の予定** 本格実施は平成25年度から開始する予定です。

問い合わせ先

環境局 自動車公害対策部計画課
(直通) 03-5388-3462